

遊学館高等学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

学校教育において「いじめ問題」が大きな課題となっている。いじめはその被害生徒の人権を著しく侵害する行為であることから、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、良好な人間関係を築き、生徒一人ひとりが相手を尊重し合える活動が必要である。よって、いじめの未然防止は授業、ホームルーム、清掃活動、学校行事などの日々の教育活動の中で実行されると考える。

いじめ問題へは学校全体としての組織的な取り組みが必要となってくるが、「いじめを生まない学校づくり」は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法(一、総則)より】

I. 未然防止

教職員が生徒一人ひとりの人格を尊重し、学校としていじめを許さない姿勢を示す。日々の活動を通して、生徒一人ひとりが自己存在感や充実感を感じ、集団の中の一員として自覚や自信を持つことができるよう取り組む。また、生徒同士が互いに認め合える人間関係を築くことで、活気ある温かい学校風土を生徒自身が作り出せるよう努める。

1. クラス経営(クラス担任)

クラス担任として、生徒との信頼関係を築く。また、指導すべきことには毅然とした態度で臨み、規律あるクラス経営を実現する。教育活動を通して、支え合い、助け合う仲間づくりができる温かいクラス経営を実践する。

学校行事は、生徒自身が自己存在感や他者との協力により達成する喜びが感じられる大切な機会である。生徒主体の活動であっても、生徒一人ひとりがクラスの一員であることを実感できるように、クラス担任は充分配慮する。

2. 授業(教科担任)

学校生活において、授業はその大部分を占める。生徒一人ひとりが参加・活躍できる授業をめざし、理解できた喜びや達成感から自信を持つことができるような授業を展開する。クラス経営と同様、生徒との信頼関係は重要であり、指導すべきことには毅然とした態度で臨む。

わかる授業づくりのため、公開授業を積極的に行い、様々な角度から助言や指導を受ける機会をつくる。

3. 清掃活動(分担区域監督)

掃除監督は、生徒一人ひとりが役割をもち、清掃活動が行われるようにする。常に一人になりがちな生徒には声をかけ一緒に取り組む。

《インターネット・携帯電話のモラル教育の実践》

インターネットや携帯電話でのトラブルが多くなってきている。特に、1年生は新しい環境になり、友人作りへの不安からLINE(ライン)などを通じて交友関係を広げ、人間関係を悪化させているケースが目立つ。それが原因で不登校になるケースもあることから、メールやLINEにおける相手を誹謗中傷する内容の書き込みには、書き込みの順序を問わず、生徒に事の重大性を十分に理解させたうえで指導上の処分の対象とする。また、講話等を実施し、インターネットや携帯電話のトラブル防止に努める。

II. 早期発見

早期発見が早期解決につながる。早期発見のため、日頃から教職員間の連携と教職員と生徒の信頼関係の構築とに努めることが大切である。いじめや人間関係のトラブルは教職員や大人が気づきにくいところで行われている。よって、生徒が発信する小さな変化を敏感に察知する能力を向上させることが重要である。

1. クラス担任

朝礼時、ホームルーム活動での様子や友人関係を観察する。小さな変化がある、気になる生徒がいる場合は、声をかける、周囲に様子を聴くなど情報を集める。気になる生徒がいる場合は、教科担任に授業の様子を聴き、教科担任にも注意を払ってもらうよう依頼する。

欠席が続く場合には、家庭連絡があったとしても、早めに保護者と連絡をとる。また、気になる生徒が欠席した場合は早急に保護者と連絡をとる。問題が起こってからでは保護者との信頼関係は築くことはできない。欠席確認などの機会を利用し、日頃から保護者との連絡をとってお

くことが必要である。

クラス担任はクラスに問題があった場合、一人で悩まず、学年主任や学年会の先生に相談する。また、いじめや人間関係のトラブルが認められた場合や教科担任からそのような報告を受けた場合は、学年主任に報告する。

2. 教科担任

授業内で気になる生徒や出来事がある場合は、クラス担任またはいじめ問題対策委員会に報告する。

3. 部活動顧問

部活動内で気になる生徒や出来事がある場合は、いじめ問題対策委員会に報告する。

4. その他

掃除監督や昼休みの巡回などで、生徒の様子で気になることがあれば、クラス担任またはいじめ問題対策委員会に報告する。また、遊学講座においては、講師または巡回の先生がクラス担任またはいじめ問題対策委員会に報告する。

《個人面談週間での面談の実施》

年3回の個人面談週間(5月, 10月, 12月)を設ける。個人面談を通して、進路相談や高校生活の悩みなどを聴く。

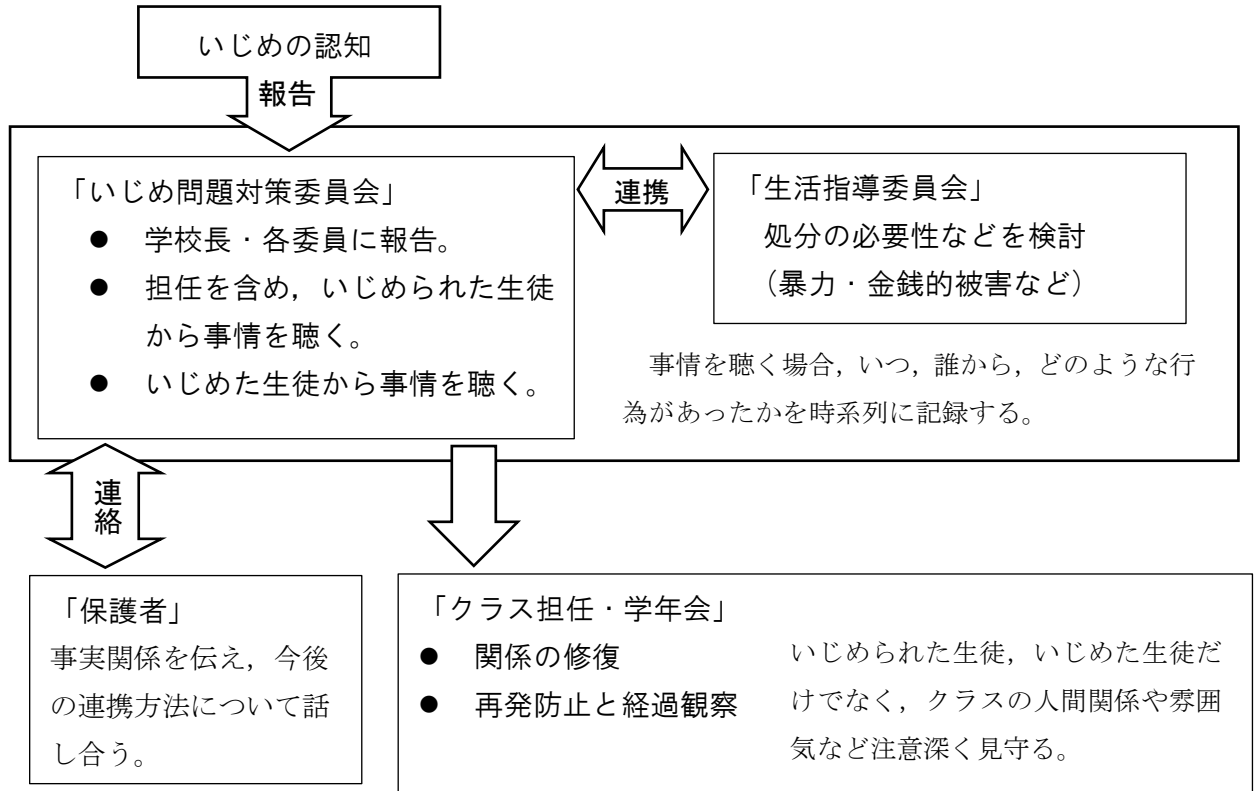
《保護者会の実施》

年2回の保護者会(7月, 12月)を実施する。保護者と連携を図る。電話連絡だけでなく、直接会って話をするにより、信頼関係を築く。

III. いじめへの対応

「いじめ問題対策委員会」の設置

学校長(委員長), 担当教頭, 生徒指導部長, 各学年主任, 養護教諭, 教育相談からなるメンバーで構成する。



重大事態への対処

重大事態とは

- 生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- 相当の期間, 欠席を余儀なくされている疑い
- ※ 生徒や保護者からいじめが原因で重大事態に至ったと申し立てがあったとき

1. いじめ問題対策委員会委員長の指示のもと重大事態の調査組織を設置
2. 調査組織で, 事実関係を明確にするための調査を実施
3. いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を提供
4. 学校の設置者(県知事)に報告
5. 調査結果を踏まえた必要な措置

IV. その他

講演, 個人面談実施後には「いじめ問題対策委員会」を開き, 問題点や改善点を話し合う。学年末には, それまでの意見をまとめ, 次年度の取り組みを決定する。また, 教職員への連絡会・研修会を実施するとともに, 「いじめ防止基本方針」の周知徹底を図る。